

佐賀県規則第23号

生活保護法施行細則及び佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(委任) 第2条 略 2 略 3 法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する<u>進学準備給付金</u>の支給に関する事務は、保健福祉事務所に委任する。 4 略 (<u>進学準備給付金</u>支給申請書) 第30条 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、<u>進学準備給付金</u>支給申請書（様式第68号）によるものとする。 (<u>進学準備給付金</u>支給決定通知書等) 第31条 保健福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学準備給付金</u>支給決定通知書（様式第69号）によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、<u>進学準備給付金</u>決定調書（様式第70号）を作成しなければならない。	(委任) 第2条 略 2 略 3 法第55条の5第2項において準用する法第55条の4第2項の規定により、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。 4 略 (<u>進学・就職準備給付金</u>支給申請書) 第30条 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は、<u>進学・就職準備給付金</u>支給申請書（様式第68号）によるものとする。 (<u>進学・就職準備給付金</u>支給決定通知書等) 第31条 保健福祉事務所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学・就職準備給付金</u>支給決定通知書（様式第69号）によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、<u>進学・就職準備給付金</u>決定調書（様式第70号）を作成しなければならない。

様式第24号及び様式第36号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第65号を次のように改める。

様式第65号(第28条関係)

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所
氏名
個人番号

就労自立給付金支給申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日(歳)
	男・女	年 月 日(歳)
	男・女	年 月 日(歳)
	男・女	年 月 日(歳)

4 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください)

☐利用する ☐利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

様式第67号中「最低給付額」を「基礎額」に改める。
様式第68号を次のように改める。

様式第68号(第30条関係)

進学・就職準備給付金支給申請書

保健福祉事務所長 様

年 月 日

申請者(進学する者又は就職する者)

住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住所地と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住所地に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることが見込まれる理由
- 6 添付書類
 - (1) 進学の場合
 - ア 入学手続に着手していることが確認できる書類のうち次のいずれかの書類
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金の延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ウ その他支給を決定するにあたり保健福祉事務所長が必要と認める書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書又は賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、大学等に入学する日までにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ア 就職する見込みであることが確認できる書類のうち次のいずれかの書類
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、就職先の内定通知書又は賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、就職する日までにこれらの書類を提出してください。

(裏面)

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金は公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、以下の振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)

記号 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右につめて記載してください。)

(フリガナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第69号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

様式第70号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学先」を「進学先又は就職先」に、「進学後」を「進学後又は就職後」に改める。

(佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務) 第2条 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護における <u>進学準備給付金</u> の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)・(9) 略	(条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務) 第2条 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護における <u>進学・就職準備給付金</u> の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)・(9) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中様式第24号及び様式第36号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。